

## 必置規制等について（農林水産省関係）

平成14年4月26日  
地方分権改革推進会議

## 必置規制等について（農林水産省関係）

\* 農林水産省提出資料より抜粋

### 1 所掌事務の概要等

区分	行政機関、職員等の名称	関係団体	行政機関、職員等の所掌事務の概要	根拠法
必置	家畜防疫員	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隔離義務の除外の指示</li> <li>・ と殺の指示</li> <li>・ 死体の焼却等の指示 等</li> </ul>	家畜伝染病 予防法 5 3
必置	家畜保健衛生所  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所長</li> <li>・ 獣医師である職員</li> </ul>	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関する事務</li> <li>・ 家畜の伝染病の予防に関する事務</li> <li>・ 家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関する事務</li> <li>・ 家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関する事務</li> </ul>	家畜保健衛生 所法 1
必置	内水面漁場管理委員会  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長</li> <li>・ 委員</li> </ul>	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理</li> <li>・ この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては内水面漁場管理委員会が行う（海区漁業調整委員会の欄参照）</li> </ul>	漁業法 1 3 0
必置	漁業監督吏員	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業に関する法令の励行に関する事務（必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に望んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。）</li> </ul>	漁業法 7 4
必置	海区漁業調整委員会  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長</li> <li>・ 委員</li> </ul>	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その設置された海区又は海域の区域における漁業に関する事項を処理</li> <li>・ 免許の内容等の事前決定等の事務</li> <li>・ 漁業権の分割又は変更、抵当権の認可、漁業権の移転の制限、相続又は法人の合併若しくは分割によって取得した定置漁業権又は区画漁業権、漁業権の制限又は条件の事務</li> <li>・ 休業中の漁業許可、休業、適格性の喪失等による漁業権の取消等の事務 等</li> </ul>	漁業法 8 2

区分	行政機関、職員等の名称	関係団体	行政機関、職員等の所掌事務の概要	根拠法
必置	病虫害防除所	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植物の検疫に関する事務</li> <li>・防除についての企画に関する事務</li> <li>・市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に関する事務</li> <li>・発生予察事業に関する事務 等</li> </ul>	植物防疫法 32
必置	病虫害防除員	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察事業その他防除に関する事務</li> </ul>	植物防疫法 33
必置	森林害虫防除員	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林病虫害等防除法に規定する森林病虫害等の駆除又はそのまん延の防止の事務 (立入検査、防除等の指示)</li> </ul>	森林害虫等 防除法 11
必置	林業専門技術員	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について、調査研究を行い、及び林業改良指導員を指導</li> </ul>	森林法 187
必置	林業改良指導員	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林所有者その他林業を行う者又は林業に従事する者に接して林業に関する技術及び知識を普及</li> <li>・森林の施業に関する指導</li> </ul>	森林法 187
必置	都道府県森林審議会 ・会長 ・委員	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林法又は他の法令の規定によりその権限に属せられた事項を処理</li> <li>・森林法の施行に関する重要事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する、又は、関係行政庁に建議することができる</li> </ul>	森林法 68
必置	小作主事	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民事調停法第27条及び第28条(同法第30条において準用する場合を含む。)に規定する事務(農事調停における意見陳述、意見聴取)</li> <li>・和解の仲介の実施等</li> </ul>	地方自治法 施行規程 17
必置	農業委員会 ・委員 ・農地部会 (委員、部会長) ・職員	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その区域内の次に掲げる事項を処理すること。 一 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法令によりその権限に属させた農地、採草放牧地又は薪炭林(以下「農地等」という。)の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に</li> </ul>	農業委員会 等に関する 法律 3

区分	行政機関、職員等の名称	関係団体	行政機関、職員等の所掌事務の概要	根拠法
			<p>関する法律（平成五年法律第七十二号）によりその権限に属させた事項</p> <p>二 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）その他の法令によりその権限に属させた農地等の交換分合及びこれに附随する事項</p> <p>三 前各号のほか、法令によりその権限に属させた事項</p> <p>・農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項に関する事務を行うことができる。</p> <p>一 農地等の利用関係についてのおつせん及び争議の防止に関する事項</p> <p>二 農地等の交換分合のおつせんその他農地事情の改善に関する事項</p> <p>三 農業及び農村に関する振興計画の樹立及び実施の推進に関する事項</p> <p>四 農業技術の改良、農作物の病虫害の防除その他農業生産の増進、農業経営の合理化及び農民生活の改善に関する事項</p> <p>五 農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究</p> <p>六 農業及び農民に関する事項についてのけいもう及び宣伝</p> <p>・農業委員会は、その区域内の農業及び農民に関する事項について、意見を公表し、他の行政庁に建議し、又はその諮問に応じて答申することができる。</p>	
必置	専門技術員、改良普及員	都道府県	<p>・試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連携を保ち、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について、調査研究を行うとともに改良普及員を指導すること</p> <p>・上記事務の遂行に支障のない範囲内で、直接農業者に接して農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導に当たること</p>	農業改良助長法 14 の 2

区分	行政機関、職員等の名称	関係団体	行政機関、職員等の所掌事務の概要	根拠法
必置	地域農業改良普及センター ・センターの長	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属する改良普及員の行う事務の連絡調整</li> <li>・その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動の事務</li> <li>・農業者に対する農業経営又は農村生活の改善に関する情報提供。新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動の事務</li> </ul>	農業改良助長法 14の6
必置	損害評価会 ・会長 ・委員	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項の調査審議</li> <li>・組合等が支払うべき共済金に係る損害の額を認定するに当たって、あらかじめ組合等に対して意見陳述する事務</li> </ul>	農業災害補償法 143
必置	都道府県農業共済保険審査会 ・会長 ・委員	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について当該農業共済組合連合会に対してなされる訴えの審査及び都道府県知事の諮問に応じて農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金、共済金額、保険料及び保険金額（政府と特定組合との間に存する保険関係に係るものを除く。）の適正化に関する事項、その他この法律の運用に関する重要事項の調査審議</li> </ul>	農業災害補償法 143の2
できる	地方種畜検査員	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜の改良増殖に関する事務の処理 (農林水産大臣又は都道府県知事は、家畜の改良増殖を促進するため必要があると認める場合に、種畜検査委員又は地方種畜検査委員に畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精若しくは家畜受精卵移植を行う場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜、施設の構造、設備、器具その他の物件若しくは種付台帳、家畜人工授精簿その他必要な書類を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り種畜の精液、家畜卵巣、家畜未受精卵若しくは家畜受精卵を収去させることができる。)</li> </ul>	家畜改良増殖法 33
できる	都道府県甘味資源作物生産振興審議会	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事の諮問に応じ甘味資源作物の生産の振興に関する重要事項を調査審議</li> </ul>	甘味資源特別措置法 35

区分	行政機関、職員等の名称	関係団体	行政機関、職員等の所掌事務の概要	根拠法
できる	漁港管理会	地方公共団体	・漁港管理者の諮問に応じ、漁港の維持管理に関する重要事項を調査審議	漁港法 2 7
できる	魚類防疫員	都道府県	・第十条第一項の規定による立入検査、質問及び集取並びに第十五条の規定による指導及び助言に関する事務のうち養殖水産動植物の伝染性疾病の予防に係るもの  (都道府県知事は、養殖水産動植物の伝染性疾病を予防するため必要があると認めるときは、その職員に養殖漁場その他養殖水産動植物の伝染性疾病的病原体により汚染し、又は汚染したおそれのある場所に立ち入り、養殖水産動植物その他の物を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な限度において、養殖水産動植物その他の物を集取させることができる)	持続的養殖生産確保法 1 3
できる	魚類防疫協力員	都道府県	・養殖水産動植物の伝染性疾病の予防に関する事項につき、都道府県の施策に協力して、養殖をする者からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の民間の活動を実施	持続的養殖生産確保法 1 3
できる	水産資源保護指導吏員	都道府県	・水産資源の保護培養に関する事項の指導及び普及その他この法律及びこの法律に基づく命令の励行に関する事務	水産資源保護法 3 2
できる	審議会	都道府県、市町村	・基本計画及び実施計画の作成その他農村地域への工業等の導入の促進に関する重要事項の調査審議(都道府県) ・実施計画の作成その他農村地域への工業等の導入の促進に関する重要事項の調査審議(市町村)	農村地域工業等導入促進法 1 8

2 必置規制が必要な理由及び見直し等に係る農林水産省の意見(農林水産省提出資料より転記)

区分	行政機関、職員等の名称	必置規制が必要な理由及び見直し等に係る農林水産省の意見
必置	家畜防疫員	<p>理由：家畜伝染病の発生を予防し、又はまん延を防止するためには、各都道府県の対応能力を全国的に一定の水準以上に保持することが必要である。家畜伝染病予防法に基づく事務を取り扱うためには、獣医学の専門的知識及び技術が要求されることから、獣医師であることの資格規定は不可欠である。</p> <p>また、特に必要があるときは、適切な防疫を実施するために、知事の判断の下、都道府県の職員のうち、獣医師以外の者から家畜防疫員を任命することとしている。</p> <p>意見：家畜防疫員の配置については、特段の基準を設定せずに各都道府県の自主的な判断に委ねているところであり、家畜伝染病の発生の予防又はまん延の防止に資するため、各地域の特性を生かした創意工夫が発揮されるような環境にあると考えている。</p>
必置	家畜保健衛生所	<p>理由：家畜保健衛生所は、家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のため、高度な技術及び機動力を駆使して、各種疾病の検査・診断・病性鑑定、家畜保健衛生の指導、家畜の飼養環境改善指導等の業務を行い、地方における家畜衛生の向上を通じて畜産の振興・発展に寄与しているところであるが、一県でも防疫上の空白地帯がある場合には、</p> <p>ア 豚コレラ、ニューカッスル病等、家畜伝染病は、都道府県の区域を超えて急速に全国的にまん延するものであることから、家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を効果的に推進することができなくなること</p> <p>イ 最近海外からの家畜や畜産物の輸入が増大しているため、口蹄疫等、極めて短期間に全国的にまん延する悪性伝染病が海外から侵入する危険性が高まっているが、当該伝染病の侵入の防止及び侵入した場合のまん延の防止を迅速かつ的確に行うことができなくなること</p> <p>ウ 家畜伝染病の中には、結核病、ブルセラ病のような人の生命、安全、衛生等に係る人畜共通伝染病があるが、これらの発生予防及びまん延防止についても適切な防疫措置が行えなくなる危険性を伴い、国民に対して重大な影響を及ぼすようになること</p> <p>等、畜産業だけではなく国民生活にも重大な影響が出ることが懸念されるため、必置機関としているところである。</p> <p>意見：家畜保健衛生所については、従来、家畜保健衛生所法施行規則により、その設置内容について細かな基準を定めていたが、第1次地方分権推進計画に基づきこの基準を廃止し、家畜保健衛生所法及び同法施行令において制度の大枠及び必要最低限の一定の施設等の基準</p>

区分	行政機関、職員等の名称	必置規制が必要な理由及び見直し等に係る農林水産省の意見
		<p>のみを提示し、各都道府県の自主的な判断で施設の内容を定められるよう措置したところである。</p> <p>・設置基準、配置基準</p> <p>理由：家畜保健衛生所は、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資するために設置されており、この目的を達成するため、家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関する事務をはじめ、法第3条第1項に規定する事務を行うこととしている。</p> <p>これらの事務を適切に実施するためには、</p> <p>ア 家畜保健衛生所の業務内容が高度な専門的技術を要するものであり、業務の実効性を確保するためには全国的視野にたつて家畜保健衛生所の人員、施設、技術について一定の高い水準を保つ必要があること</p> <p>イ 家畜伝染病が都道府県の区域を超えてまん延するものであるので、法定受託事務として都道府県が実施する、伝染病のまん延防止に係る事務が的確になされるためには、各都道府県間で家畜保健衛生所の技術水準、設備内容が著しく異なるものであってはならないこと</p> <p>ウ 特に海外から悪性伝染病が入ってきた場合、当該伝染病の全国的なまん延を防止するためには各都道府県の家畜保健衛生所が一体となって同等の技術、設備水準をもって、水際の防疫体制を整える必要があること</p> <p>等の理由により、法第3条第2項の規定に基づき同法施行令で構造、設備、職員等、必要な基準を定めているところである。</p> <p>意見：家畜保健衛生所については、従来、家畜保健衛生所法施行規則により、設置に係る細かな基準を定めていたが、第1次地方分権推進計画に基づきこの基準を廃止し、家畜保健衛生所法及び同法施行令において必要最低限の一定の施設等の基準のみを提示し、各都道府県の自主的な判断で施設の内容を定められるよう措置したところである。</p> <p>※所長</p> <p>理由：家畜伝染病予防法第61条の規定により、家畜伝染病のまん延防止に係る通行の遮断等の事務について、都道府県知事から家畜保健衛生所長に委任できるとされている。</p> <p>このように極めて重要な権限を有する家畜保健衛生所長については、家畜伝染病の予防に係る的確かつ迅速な判断能力が不可欠となることから、家畜保健衛生所法施行令により、「所長は、獣医師であつて、家畜保健衛生書の事務に関し相当の経験を有するものであること」ととされているところである。</p> <p>意見：家畜保健衛生所長の資格については、従来、家畜保健衛生所</p>

区分	行政機関、職員等の名称	必置規制が必要な理由及び見直し等に係る農林水産省の意見
		<p>法施行規則により「実務経験 7 年」及び「総合講習会を修了」することを資格要件として定めていたが、第 1 次地方分権推進計画に基づきこの要件を廃止し、家畜保健衛生所法施行令において「相当の経験を有するものであること」とし、また、「相当の経験を有する」ことの判断については各都道府県の自主的な判断に委ねられているところである。</p> <p><b>職員</b></p> <p>理由：家畜保健衛生所職員として獣医師を置く理由は、次に掲げる家畜保健衛生所の事務の重要性、特殊性に鑑み、仮に兼務を認めた場合、事務の処理能力の低下をきたし、的確な防疫活動に支障が生じるためである。</p> <p>ア 家畜保健衛生所の事務の主体である家畜伝染病の防疫事務は、畜種ごとに疾病の特性が異なるため、極めて専門的かつ技術的分野に属するものであり、これらの多くは畜種ごとに専門的な教育を受けた獣医師でなければ的確に行えないものであること。</p> <p>イ 伝染性の疾病はたとえ飼養頭羽数が小さくとも他地域へまん延する可能性があり、各家畜保健衛生所の管内において疾病のまん延をくい止めるためには、各畜種について体制を整備する必要があること</p> <p>ウ 家畜保健衛生所は、家畜保健衛生所法第 3 条において家畜衛生行政に係る各種の指導業務を実施することとされており、その業務の範囲は多岐、相当量にわたっていること</p> <p>エ 万一、家畜伝染病が発生し、まん延した場合、その被害は甚大なものとなる危険性があり、伝染病の種類によっては人体へ危害の及ぶものがあるため、各畜種ごとの防疫体制に万全を期しておくことが不可欠であること</p> <p>なお、以上の業務を適切に実施するためには、職員の専門的技術水準の高位平準化が必要であることから、農林水産大臣は毎年家畜衛生講習会を開催し、その維持向上に努めているところである。</p> <p>意見：家畜保健衛生所職員の資格については、従来、家畜保健衛生所法施行規則により「人数（原則 10 人）」及び「専任規定」を規定していたところであるが、第 1 次地方分権推進計画に基づき、これらの規定を廃止し、その職員数については、各都道府県が、地域の畜産事情等を踏まえ、自主的な判断で定められるよう措置するとともに、他業務との兼務等、弾力的運営を可能としたところである。</p>

区分	行政機関、職員等の名称	必置規制が必要な理由及び見直し等に係る農林水産省の意見
必置	内水面漁場管理委員会	<p>理由：漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図るといふ漁業法第1条に規定された目的を達成するため、知事部局とは独立した行政機関として設置されており、多種多様の漁業を総合的に調整していくうえで、必要不可欠なものである。</p> <p>意見：内水面漁場管理委員会は、漁業権の免許、漁業調整規則の制定、改正等の答申や紛争の調停の実施を通じて漁業調整機構として重要な役割を果たしてきたが、更に外来魚問題等を踏まえつつ、生態系の保全にも配慮した漁場管理について、関係者の意見調整等、新たな役割を果たすようになっており、漁業調整機構としての本委員会の重要性は益々増している。</p> <p><b>委員</b></p> <p>理由：内水面漁場管理委員会が知事部局とは独立してその機能を十分に発揮し、公正妥当な事務を処理するためには、漁業者及び採捕者を中心に委員会を構成する必要がある。</p> <p>意見：水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図るためには、漁業者及び採捕者を主体とする漁業調整機構の存在が、益々重要性を増しており、本委員会については、引き続き現体制を存続する必要がある</p>
必置	漁業監督吏員	<p>理由：この漁業監督吏員制度は、漁業法等に基づく漁業秩序を顧みない者を放置してしまうと漁業秩序が全面的に崩壊してしまうことから充分な取締制度が必要であること、漁業に関する違反に対して専門的知識を持たない通常の司法警察職員の取締では不十分であること、本来の職務について有する知識、経験を活用することができるという点で行政職員による取締の方が検挙等が容易であること、という理由により設けられている。</p> <p>意見：我が国200海里内においては、漁場環境の保全・水産資源の回復への取組の強化が求められているところであり、これら諸施策の実効を確保する観点からも、漁業監督吏員の司る事務の執行を確保し、適正な操業の推進に努めてもらいたい。</p>
必置	海区漁業調整委員会	<p>理由：漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図るといふ漁業法第1条に規定された目的を達成するため、知事部局とは独立した行政機関として設置されており、多種多様の漁業を総合的に調整していくうえで、必要不可欠なものである。</p> <p>意見：海区漁業調整委員会は、漁業権の免許、漁業調整規則の制定、改正等の答申や紛争の調停の実施を通じて漁業調整機構として重要な</p>

区分	行政機関、職員等の名称	必置規制が必要な理由及び見直し等に係る農林水産省の意見
		<p>役割を果たしてきたが、更に漁獲可能量制度や水産資源回復計画等の実施にあたっては、関係者の意見調整等、新たな役割を果たすようになっており、漁業調整機構としての本委員会の重要性は益々増している。</p> <p><b>・委員</b></p> <p>理由：海区漁業調整委員会が知事部局とは独立してその機能を十分に発揮し、公正妥当な事務を処理するためには、漁業者及び漁業従事者に中心に委員会を構成する必要がある。</p> <p>意見：水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図るためには、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の存在が、益々重要性を増しており、本委員会については、今後も引き続き現体制を存続する必要がある。</p>
必置	病虫害防除所	<p>理由：病虫害は行政区域を超えてまん延し、農産物に被害を与えるおそれがあることから、病虫害防除は全国で齊一的かつ整合的に実施される必要がある。このため、各都道府県の防除組織が、当該行政区域を網羅的に所管することをあらかじめ確認する必要があることから、条例に病虫害防除所の管轄区域を定めることを求めている。</p> <p>また、的確な防除の実効性を確保するためには、単に、病虫害防除所が設置されるだけでは不十分であり、専用の特殊器具が備えられていることが不可欠である。</p> <p>意見：病虫害防除所に関しては、第1次地方分権推進計画に基づき、「位置及び施設」に関する基準を廃止するとともに、病虫害防除所に備えるべき必要最小限の機器についてのみ政令に明示することにより、都道府県に対する関与が最小限となるよう措置したところである。現行での病虫害防除所の設置に当たっては、各都道府県の創意工夫が発揮できる環境にあると考えている。</p>
必置	病虫害防除員	<p>理由：病虫害の発生は、季節性があるとともに、気象動向とも緊密な関係があり、時期により業務量が増減する。このため、適切な病虫害発生調査及び防除を実施する上で臨時的な職員である病虫害防除員の設置は不可欠である。</p> <p>意見：病虫害防除員の人数及び従事期間に関しては、特段の規定を置いていないことから、当該職員の任用に当たっては、各都道府県の創意工夫が発揮できる環境にあると考えている。</p> <p>・設置基準、配置基準</p> <p>理由：病虫害防除を的確に実施するためには、都道府県内の区域を網羅的に管理した防除体制が必要である。このため、各区域を所管する防除員が不可欠である。</p>

区分	行政機関、職員等の名称	必置規制が必要な理由及び見直し等に係る農林水産省の意見
		<p>意見：病虫害防除員の配置については、都道府県の任意の地区ごとに設置することのみを配置基準としており、それ以外の規定は設けていないことから、当該職員の設置に当たっては、各都道府県の創意工夫が発揮できる環境にあると考えている。</p>
必置	森林害虫防除員	<p>理由：知事による駆除命令等の適切な実施を確保するために、立ち入り検査等を的確に遂行し得る専門の職員の配置が必要であること及び権限の行使に当たり私人との混乱が生じないよう職名を統一することが必要であるため。</p> <p>意見：森林害虫の駆除等のため他人の土地に立ち入り検査等をするなどの特別の強制権限を行使することから、都道府県知事が、森林害虫防除員という名称で事務を処理する職員を指名する必要がある。</p>
必置	林業専門技術員	<p>理由：林業技術の改善、林業経営の合理化、森林整備等を改善し、林業の振興及び森林の有する多面的機能の高度発揮を図るため、国と都道府県とを通じた一貫した方針のもとに、全国的に均一のとれた技術水準を維持する普及指導事業を安定的に行うため。</p> <p>意見：仮に必置規制が廃止されることになれば、国と都道府県の協同により確保されてきた普及指導体制の弱体化を招き、都道府県の財政能力の差により、普及水準のバラツキが生じるなど全国的な普及水準の低下をもたらすことになる。また、森林所有者等への試験研究成果の普及や林政の重要課題への対応が非効率になり、林政の推進に多大な支障をきたす恐れがある。</p> <p>なお、林業専門技術員の設置費等基礎的費用は、林業普及指導事業交付金より交付されているが、個別事業毎の用途を特定することなく都道府県の裁量により実施されるとともに、交付に当たっては、総額の8割が客観的指標（林業人口、民有林面積、市町村数）により配分されているところである。</p> <p>・資格規定等</p> <p>理由：林業専門技術員は、各試験研究機関と密接な連携を保ち、専門の事項について調査研究を行い、森林所有者等に接し林業に関する技術及び知識等を普及・指導する林業改良指導員を指導する職務であり、全国的に通用する高度な技術及び知識が必要であるため。</p> <p>意見：林業専門技術員の資格試験については、上記理由により、国が試験を実施し、一定の水準以上の技術及び知識を有する者を合格者と認定しており、効率的に試験を実施する観点からも適当であると考えられる。</p> <p>なお、林業専門技術員の任用は、都道府県の裁量で行われている。</p>

区分	行政機関、職員等の名称	必置規制が必要な理由及び見直し等に係る農林水産省の意見
必置	林業改良指導員	<p>理由：林業技術の改善、林業経営の合理化、森林整備等を改善し、林業の振興及び森林の有する多面的機能の高度発揮を図るため、国と都道府県とを通じた一貫した方針のもとに、全国的に均一のとれた技術水準を維持する普及指導事業を安定的に行うため。</p> <p>意見：仮に必置規制が廃止されることになれば、国と都道府県の協同により確保されてきた普及指導體制の弱体化を招き、都道府県の財政能力の差により、普及水準のバラツキが生じるなど全国的な普及水準の低下をもたらすことになる。また、森林所有者等への試験研究成果の普及や林政の重要課題への対応が非効率になり、林政の推進に多大な支障をきたす恐れがある。</p> <p>なお、林業改良指導員の設置費等基礎的費用は、林業普及指導事業交付金より交付されているが、個別事業毎の用途を特定することなく都道府県の裁量により実施されるとともに、交付に当たっては、総額の8割が客観的指標（林業人口、民有林面積、市町村数）により配分されているところである。</p> <p>・資格規定等</p> <p>理由：地域における森林所有者等に直接接して、その地域に必要な林業に関する技術及び知識、森林の施業に関する指導を行う職務であり、その地域の実状に応じた技術及び知識が必要であるため。</p> <p>意見：林業改良指導員の資格試験は、上記の理由から都道府県で試験を実施している。</p> <p>また、任用についても、都道府県の裁量で行われている。</p>
必置	都道府県森林審議会	<p>理由：公正な立場からの意見を求め、森林行政（保安林の指定・解除等、住民の権利義務に密接に関わる事項を含む）の適正な推進を確保するため。</p> <p>意見：住民の権利義務に密接に関わる事項を含む都道府県の森林行政について、地域の森林等に関する学識経験を有する者からの意見を反映させる場として重要な役割を担っていることから、地域の実情を踏まえた森林行政を推進するために不可欠であり、廃止は適当でない。</p> <p><b>委員</b></p> <p>理由：森林行政を公正かつ適切に運営するために専門的な事項に関して意見を求めることから、これに必要な学問上の知識又経験を有する者のうちから委員を選任することが必要であるため。</p> <p>意見：専門的・技術的な事項について審議を行うことから必要最低限の規定を設けているものであり、本規定の削除又は緩和は適当でない。</p>

区分	行政機関、職員等の名称	必置規制が必要な理由及び見直し等に係る農林水産省の意見
		<p>・設置基準、配置基準</p> <p>理由：審議の公正・専門性を確保する上で必要であるため。</p> <p>意見：基本的に地方における合理化・効率化を妨げるような規定にはなっていないと考えている。</p>
必置	小作主事	<p>理由：小作主事は、民事調停法に基づく農事調停において、調停委員会等に意見を述べるができることとされ、また、調停委員会が調停をしようとするときは、小作主事の意見を聴かなければならないこととされており、民事調停法上、小作主事存在を前提に調停に関する規定が設けられていることから、小作主事の位置づけ及びその行う事務について、法令上明らかにしておく必要があるため。</p> <p>意見：農事調停等における小作主事の役割は、調停制度の運用上既に定着しているものであり、これの設置根拠を廃止することとした場合、裁判所における調停事務等に無用の混乱を招き、争議の適正かつ円滑な解決に重大な支障を来しかねない。</p>
必置	農業委員会	<p>理由：農地等の権利移動等に係る許可等の事務については、国が直接に調整するよりも、農業者自らが選んだ委員により、農業者間の自主的な調整に任せる方が施策の円滑な遂行上適当であり、公選制の行政委員会が必要である。</p> <p>意見：農業委員会の組織体制については、農家戸数の減少等の状況の中で、優良農地の確保とその有効利用、担い手の育成・確保等その役割を効果的かつ十分に果たすことができるよう見直すことが求められており、農地面積の小さい地域での農業委員会の広域連携や設置の見直しの推進等その組織の効率化を図っていくこととしている。</p> <p>・設置基準、配置基準</p> <p>理由：農地等の権利移動等の業務を円滑に行うために、一定以上の農地規模を持つ市町村においては、農業委員会を置くこととしている。</p> <p>意見：農業委員会の組織体制については、農家戸数の減少等の状況の中で、優良農地の確保とその有効利用、担い手の育成・確保等その役割を効果的かつ十分に果たすことができるよう見直すことが求められており、農地面積の小さい地域での農業委員会の広域連携や設置の見直しの推進等その組織の効率化を図っていくこととしている。</p> <p>委員</p> <p>理由：農業委員会が市町村長とは独立してその機能を十分発揮し、公正妥当な事務を処理するためには、地域の農業者の選挙によって選ばれた委員を中心に構成される必要がある。</p> <p>意見：上記のような設置の必要性は、現在も変わるところはなく、廃止等は適当でない。</p>

区分	行政機関、職員等の名称	必置規制が必要な理由及び見直し等に係る農林水産省の意見
		<p>・資格規定等</p> <p>理由：農業委員は、地域の農業者の代表として公選制により選ばれることから、住所、年齢及び一定以上の農地につき耕作の業務を営む等一定の資格要件が必要である。</p> <p>意見：農業委員は、地域の農業者の代表として公選制により選ばれることから、上記のような一定の資格要件は今後とも必要である。</p> <p>・設置基準、配置基準</p> <p>理由：農業委員会の業務は、法令に基づく業務のみならず、農業及び農村の振興計画に関する事項等の業務を円滑に遂行するためには、農業者から選出される選挙委員と農業団体等の選任委員から幅広い意見等が反映される必要がある。</p> <p>意見：農業委員会の業務を踏まえると、上記のような構成をとることが今後とも必要である。</p> <p>なお、選挙委員の定数については、農家戸数・農地面積の減少等の地域の実情を踏まえた定数の適正化を図る。</p> <p>・農地部会、委員</p> <p>理由：大規模な農業委員会では、農業委員会の恒常的な所掌事務が実情に即し円滑に処理されるためには、より少人数の部会制によって運用することが適当である。</p> <p>意見：農業委員会の事務遂行上、上記のような部会制等は今後とも重要である。</p> <p>・設置基準、配置基準</p> <p>理由：農業委員会が、地域の農業者の代表として機能するよう、選挙委員の定数が選任委員の定数より多く設定される必要がある。</p> <p>また、大規模な農業委員会では、農業委員会の恒常的な所掌事務が実情に即し円滑に処理されるためには、より少人数の部会制によって運用することが適当である。</p> <p>意見：農業委員会の事務遂行上、上記のような部会制等は今後とも必要である。</p>
必置	専門技術員、改良普及員	<p>・専門技術員</p> <p>理由：我が国農業の発展には技術力の向上が不可欠であるが、個々の農業者が自力で高度かつ専門的な技術・知識を自己の経営に取り入れることには限界がある。</p> <p>そういった中、国と都道府県との協同事業という位置づけの下、試験研究機関と農業者の橋渡しという基本的な役割を担う普及事業において、改良普及員が直接農業者を対象とする現場活動に専念できるよう、</p>

区分	行政機関、職員等の名称	必置規制が必要な理由及び見直し等に係る農林水産省の意見
		<p>・改良普及員に対する組織的・実践的な指導訓練</p> <p>・試験研究機関と密接な連携の下、普及に移すべき成果等の調査研究等を行う主体が必要であり、これに従事する専門技術員を設置することが不可欠であるため。</p> <p>意見： のとおり、専門技術員の設置は、普及事業を的確かつ円滑に実施していく上で不可欠のものであり、任意の設置形態とすることはできない。</p> <p>仮に必置規制がなくなれば、普及事業を推進する担当者の確保が困難となり、農業者の高度かつ多様なニーズに的確に対応し得る普及サービスの維持・向上に支障を来す。</p> <p>・資格規定等</p> <p>理由：専門的な技術・知識を要求される</p> <p>改良普及員に対する指導を行う上では、極めて高い専門性と技術・知識が必要であり、その水準を全国的に維持・確保していくためには、国家試験による一定の資格が必要であるため。</p> <p>意見： のとおり、専門技術員の資格要件については、改良普及員に対する指導等を実施していく上で不可欠のものであり、これを任意のものとするとはできない。</p> <p>仮に、資格要件がなくなれば、農業者の高度かつ多様なニーズに的確に対応し得る普及サービスの維持・向上に支障を来す。</p> <p>・改良普及員</p> <p>理由：我が国農業の発展には技術力の向上が不可欠であるが、個々の農業者が自力で高度かつ専門的な技術・知識を自己の経営に取り入れることには限界がある。</p> <p>そういった中、国と都道府県との協同事業という位置づけの下、試験研究機関と農業者の橋渡しという基本的な役割を担う普及事業において、試験研究成果をそれぞれの立地条件に即したものとして農業者に移転していくためには、地域の条件、農業者の経営状況等に精通し、現場において常に農業者と接して活動を行う改良普及員を設置することが不可欠であるため。</p> <p>意見： のとおり、改良普及員の設置は、普及事業を実施していく上での根幹をなすものであり、任意の設置形態とすることはできない。</p> <p>仮に必置規制がなくなれば、普及事業を推進する担当者の確保が困難となり、農業者の高度かつ多様なニーズに的確に対応し得る普及サービスの維持・向上に支障を来す。</p>

区分	行政機関、職員等の名称	必置規制が必要な理由及び見直し等に係る農林水産省の意見
		<p>・資格規定等</p> <p>理由：改良普及員が農業者に直接接して行う普及指導活動には、専門的な一定レベル以上の技術・知識が必要とされるとともに、農業者から信頼を受けるに足る客観性が求められることから、改良普及員には一定の資格が欠かせないため。</p> <p>意見： のとおり、改良普及員の資格要件については、直接農業者に接して普及指導活動を実施していく上で不可欠のものであり、これを任意のものとすることはできない。</p> <p>仮に、資格要件がなくなれば、農業者の高度かつ多様なニーズに的確に対応し得る普及サービスの維持・向上に支障を来す。</p> <p>・設置基準、配置基準</p> <p>理由：普及センターは、改良普及員が普及指導活動を実施する上での活動拠点としての機能を、また、農業者研修教育施設たる機関は、改良普及員が研修教育を行う上での拠点としての機能を有しており、専門組織としてのまとまりを維持する必要があるため。</p> <p>意見： のとおり、普及センター等は、普及事業を実施する上での拠点としての機能を有しており、事業を担う改良普及員を配置することは事業実行上不可欠であり、これを任意のものとすることはできない。</p> <p>仮に、普及センター等に配置しなくてもよいとなれば、普及指導活動の組織的な実施に大きな支障となるとともに、農業者への随時・継続的な普及サービスの提供が困難となる。</p>
必置	地域農業改良普及センター	<p>理由：改良普及員が、それぞれの地域において効率的・効果的な普及指導活動を実施していく上では、改良普及員による組織的・総合的・継続的な対応を図るための活動拠点として、また、農業者が随時・継続的に普及サービスを受ける拠点、高性能機器による科学的調査・分析を実施する拠点としての機能を有する施設として、普及センターを設置することが不可欠であるため。</p> <p>意見： のとおり、普及センターの設置は、普及事業を効率的・効果的に実施していく上で不可欠のものであり、任意の設置形態とすることはできない。</p> <p>仮に普及センターがなければ、改良普及員の活動拠点としての事務や農業者に対する普及サービスが成り立ち得ないものであり、これを必置とすることが必要である。</p>

区分	行政機関、職員等の名称	必置規制が必要な理由及び見直し等に係る農林水産省の意見
		<p>・設置基準、配置基準</p> <p>理由：普及センターは公権力の行使に直接関係する機関ではなく、地方自治法上は「公の施設」として位置付けられており、その設置及び管理に関する事項については条例で定めなければならないため。 (地方自治法244条の2)</p> <p>意見： のとおり、地方自治法との整合を図る上で、条例による規定が必要である。</p> <p>●センターの長</p> <p>理由：普及センターの長は、各専門分野の改良普及員からなるチームを編成する等により、地域の重要課題に対し、組織的、総合的、継続的な活動を展開するための指揮、また、気象災害・病害虫等の突発的な発生に対する現場での緊急的・機動的対応の指揮について責務を果たす必要があり、普及活動方法等にも十分精通し、現場における専門的技術者集団の活動を統括し得る高い能力と十分な経験が必要であることから、改良普及員を充てることが不可欠であるため。</p> <p>意見： のとおり、専門性の高い改良普及員の活動を統括・指揮を行い得る人材として改良普及員を充てることは不可欠であり、これを任意のものとすることはできない。</p> <p>仮に、所長が単に事務の管理者として従事するというのみで人材を充てる場合は、かえって非効率な組織体制となりかねない。</p>
必置	損害評価会	<p>理由：損害評価会は、組合等が、その支払うべき共済金に係る損害の額を認定するに当たって、組合等に対して、あらかじめ意見陳述することとされ、農業共済事業における適正かつ円滑な損害評価が、損害評価会の存在を前提としているものであることから、損害評価会の位置づけ及びその行う事務について、法令上明らかにしておく必要があるため。</p> <p>意見：損害評価会は、農業共済事業の損害評価における第三者機関として、組合等が損害の額を認定するに当たって、その客観性の担保のために重要な役割を果たしているところである。</p> <p>この規定を廃止することとした場合、損害評価の客観性維持のための第三者機関が確保されないこととなり、損害評価については共済金の支払における組合員等間、組合員等と組合等の間などにおける混乱を招き、事業の適正かつ円滑な運営の確保に重大な支障を来しかねない。</p>

区 分	行政機関、職員等の名称	必置規制が必要な理由及び見直し等に係る農林水産省の意見
		<p>・設置基準、配置基準</p> <p>理由：損害評価会は、組合等が、その支払うべき共済金に係る損害の額を認定するに当たって、組合等に対してあらかじめ意見陳述する機関であり、地域の実情に精通した学識経験者を構成員として、組合等の損害評価に対する第三者機関として、当該組合等の損害評価の適正さを担保することが適切である。</p> <p>意見：損害評価会は、農業共済事業の損害評価における第三者機関として、組合等が損害の額を認定するに当たって、その客観性の担保のために重要な役割を果たしているところである。</p> <p>・委員</p> <p>理由：損害評価会は、農業共済事業の損害評価における第三者機関として重要な役割を果たしているところであり、その適切な運営のため、共済事故に係る損害の防止及び認定などに関する専門技術的な学識経験を有する会長、委員により構成することとする必要がある。</p> <p>意見：上記の必要性は制度発足当初から現在まで、適正かつ円滑な損害評価を確保する上で変わるものではなく、規定の廃止等は適切ではない。</p> <p>・資格規定等</p> <p>理由：損害評価会は、農業共済事業の損害評価における第三者機関として重要な役割を果たしているところであり、その適切な運営のため、共済事故に係る損害の防止及び認定などに関する専門技術的な学識経験を有する会長、委員により構成することとする必要がある。</p> <p>意見：上記の必要性は制度発足当初から現在まで、適正かつ円滑な損害評価を確保する上で変わるものではなく、規定の廃止等は適切ではない。</p> <p>・設置基準・配置基準</p> <p>理由：損害評価会の目的とする損害評価の客観性の確保は、農業共済事業の適正かつ円滑な運営を図る上で重大な地位を占めていることから、当該評価会の委員は、共済事業実施主体の責任ある者により、一定期間ごとに適任者が選任される仕組みを担保しておくことが必要である。</p> <p>意見：上記の必要性は制度発足当初から現在まで、適正かつ円滑な損害評価を確保する上で変わるものではなく、規定の廃止等は適切ではない。</p>

区分	行政機関、職員等の名称	必置規制が必要な理由及び見直し等に係る農林水産省の意見
必置	都道府県農業共済保険審査会	<p>理由：都道府県農業共済保険審査会は、組合等が農業共済組合連合会に対して提起する保険に関する訴えに係る前置審査や都道府県知事の諮問に応じた農業災害補償制度をめぐる各種重要事項の審議を行うこととされていることから、都道府県農業共済保険審査会の位置付けについて、法令上明らかにしておく必要があるため。</p> <p>意見：農業災害補償制度における都道府県農業共済保険審査会の役割は、制度の運用上既に定着しているものであり、この設置根拠を廃止することとした場合、組合等の訴えを都道府県農業共済保険審査会の専門技術的な審査を通じて適正かつ妥当な解決に至らしめることができなくなるのみならず、保険料率や保険責任歩合等、都道府県知事の諮問に応じた重要事項の専門技術的見地からの審議を行うことができなくなる等、当該制度の適正かつ円滑な運営に重大な支障を来しかねない。</p> <p>・設置基準・配置基準</p> <p>理由：都道府県農業共済保険審査会は、組合等が農業共済組合連合会に対して提起する保険に関する訴えに係る前置審査や都道府県知事の諮問に応じた農業災害補償制度をめぐる各種重要事項を審議を行うものであり、農業災害補償制度の適正かつ円滑な運営の確保を図るためには、農業共済組合等に対する指導監督を行う主体であって農業共済組合連合会と同領域を有する都道府県に同審査会を置く必要があるため。</p> <p>意見：上記の必要性は制度発足当初から現在まで、適正かつ円滑な損害評価を確保する上で変わるものではなく、規定の廃止等は適切ではない。</p> <p><b>委員</b></p> <p>理由：都道府県農業共済保険審査会の事務は、組合等の訴えに係る前置審査事務と都道府県知事の諮問に応じた農業災害補償制度に係る重要事項の審議であり、行政機関の職員、組合等の組合員等、学識経験者などの幅広い意見等が反映される必要があるから。</p> <p>意見：上記の必要性は制度発足当初から現在まで、適正かつ円滑な損害評価を確保する上で変わるものではなく、規定の廃止等は適切ではない。</p> <p>・資格規定等</p> <p>理由：都道府県農業共済保険審査会の事務は、組合等の訴えに係る前置審査事務と都道府県知事の諮問に応じた農業災害補償制度に係る重要事項の審議であり、行政機関の職員、組合等の組合員等、学識経験者などの幅広い意見等が反映される必要があるから。</p> <p>意見：上記の必要性は制度発足当初から現在まで、適正かつ円滑な損害評価を確保する上で変わるものではなく、規定の廃止等は適切ではない。</p>

区分	行政機関、職員等の名称	必置規制が必要な理由及び見直し等に係る農林水産省の意見
できる	地方種畜検査員	<p>理由：立入検査を行うに当たっては、都道府県知事が許可した家畜人工授精所等の状況、地域の家畜改良の実態や家畜の人工授精業務の事情に精通した者が検査を行い、必要な措置等を迅速、かつ的確に行うことが必要である。</p> <p>したがって、各地域におけるこれらの事情に精通している地方種畜検査員が立入検査を行うこととしているところである。</p> <p>意見：地域の家畜改良の実態等を把握した地方種畜検査員が立入検査を実施することにより、地域の自主性、自立性が発揮できるものと考えている。</p> <p>・資格規定等</p> <p>理由：立入検査では、家畜、施設の構造、器具、家畜人工授精用精液、家畜受精卵等を検査させ、種畜の精液又は家畜受精卵の異常が無いか等の検査を行い、異常な精液又は家畜受精卵が流通しないように指導、措置する。</p> <p>これら立入検査を実施するには、家畜人工授精技術に関する高い知識と技能が必要であり、当該分野に精通し、かつ、畜産に関し知識経験を有する技術吏員のうちから都道府県知事が任命することとしたものである。</p> <p>意見：立入検査に際して高度な知識と技能が必要であるが、これらに精通する技術吏員を任命することにより、立入検査の合理化、効率化が図られ、もって各地域における家畜改良の促進に資すると考えている。</p>
できる	都道府県甘味資源作物生産振興審議会	<p>理由：都道府県甘味資源作物生産振興審議会の設置については、甘味資源作物の生産振興をはじめとした本法の目的を、国としてできる限り合理的、効果的に達成するためには、生産振興地域の区域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県において、甘味資源作物の生産振興に係る意見、考え方を一定の方向に調整し、生産振興計画として集約することが必要かつ重要であることから、公平かつ適切に意見の集約をし得る機関として特に規定しているものである。</p> <p>すなわち、現在、審議会が設置されている鹿児島県及び沖縄県における生産振興地域は、その大部分が距離を大きく隔てた離島地域であり、同一地域内であっても自然条件、経営条件等において差異があり、生産振興に対する考え方、方向性も多様であることから、県として一定の生産振興の方向を示した生産振興計画を策定するに当たっては、県が主体となって県内各地域の意見調整を図ることが必要であり、そのための機関として甘味資源作物生産振興審議会が位置付けられているところである。</p>

区分	行政機関、職員等の名称	必置規制が必要な理由及び見直し等に係る農林水産省の意見
		<p>(参考) 同条規定の経緯</p> <p>本法制定時の第46回通常国会の衆議院での審議過程において、自由民主党、日本社会党、民主社会党三派共同提案による修正案として本条の追加が提案された。</p> <p>その際の提案理由は、「甘味資源作物の生産振興等、本法の目的を達するには、都道府県における審議会が必要。農林省その他政府当局が全力をあげてその目的完遂に努力するよう、各地方の意見を調整する必要がある。」というものであり、本修正案に関する特段の質疑、討議はなく、その場で原案とともに可決された。</p> <p>現在においても、当該規定が必要とされる理由に変更はない。</p> <p>意見：法制定時の必要性は現在においても何ら変更はないことから、都道府県甘味資源作物生産振興審議会の設置規定については引き続き必要と考える。</p>

### 3 地方分権推進計画に基づく措置状況

区分	行政機関、職員等の名称	地方分権推進計画に基づく措置状況
必置	家畜防疫員	分権一括法により、都道府県知事は、獣医師である職員のうちから家畜防疫員を任命することの明確化を図った（法第53条）
必置	家畜保健衛生所  ・ 所長 ・ 獣医師である職員	分権一括政令及び分権一括省令により、省令を根拠とする家畜保健衛生所の「位置及び管轄区域、構造、施設」の基準（施行規則2条1号から3号まで）は廃止し、必要最小限の事項に限り、政令で規定した。 ・ 所長 分権一括省令により、所長の実務経験等の資格要件を廃止した。 分権一括省令により、所長及び獣医師である技術吏員の専任規制は緩和し、家畜保健衛生に関する活動の効率的な推進に支障を来さない範囲で他の業務を行うことができることを明確に示すこととした。 ・ 職員 分権一括省令により、所長及び獣医師である技術吏員の専任規制は緩和し、家畜保健衛生に関する活動の効率的な推進に支障を来さない範囲で他の業務を行うことができることを明確に示すこととした。
必置	内水面漁場管理委員会	
必置	漁業監督吏員	漁業監督吏員に係る資格規制を廃止した。
必置	海区漁業調整委員会	
必置	病虫害防除所	分権一括政令及び分権一括省令により、省令を根拠とする病虫害防除所の「位置及び施設」（植物防疫法施行規則（昭25農令73）60条）の基準は廃止し、必要最小限の事項に限り、政令で規定することとした。（法32条、政令3条） 病虫害防除所については、病虫害防除業務を行う組織としての機能を維持しつつ、地方公共団体における複合化した組織の設置形態が可能である趣旨を明確にするため、以下の通達を改正した。 植物防疫事業実施要領（平成10年3月25日付け10農産第2268号農林水産事務次官依命通達で改正）、植物防疫事業実施要領の運用について（平成10年3月25日付け10農産第2269号農林水産省農産園芸局長通達で改正）

区分	行政機関、職員等の名称	地方分権推進計画に基づく措置状況
必置	病虫害防除員	
必置	森林害虫防除員	地方分権推進計画第3-1-(1)-ア(ア)に基づき設置に関する規制は廃止した。なお、森林害虫防除員の職務上の名称に関する規制は存置することとし、都道府県知事は、職員のうちから、森林害虫防除員を命じることとしている。
必置	林業専門技術員	林業専門技術員の配置に関する基準については必要最小限の大綱的な内容を示すにとどめることとし、「林業普及指導推進要綱の制定についての一部改正について」(平成10年3月24日付け10林野普第31号農林水産事務次官依命通達)を発出した。
必置	林業改良指導員	林業改良指導員の配置に関する基準については必要最小限の大綱的な内容を示すにとどめることとし、「林業普及指導推進要綱の制定についての一部改正について」(平成10年3月24日付け10林野普第31号農林水産事務次官依命通達)を発出した。
必置	都道府県森林審議会	
必置	小作主事	小作主事の設置(地方自治法施行規程17条)については、必置とはしないが、小作主事の職務上の名称に関する規制は存置することとし、都道府県知事は、職員のうちから、小作主事を命じるものとする事とした。(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う自治省関係政令の整備等に関する政令(平成10年政令第324号)) 小作主事の資格要件(「小作主事の資格について」(昭和58年5月18日付け58構改B第523号構造改善局長通達))は、廃止した。(H12.4.24)
必置	農業委員会	農業委員会の設置を不要とする場合の農地面積の基準(農業委員会等に関する法律施行令(昭和26政78)第2条)を引き上げた。(農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成10年政令第176号)) ・委員 農業委員会の選挙による委員の定数の基準(農業委員会等に関する法律施行令第2条の2)を、地域の実情に応じ弾力的に設定できるよう、緩和した。(農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成10年政令第176号))

区分	行政機関、職員等の名称	地方分権推進計画に基づく措置状況
必置員	専門技術員、改良普及員	<p>協同農業普及事業基本要綱（昭和58年12月27日付け58農蚕第7223号農林水産事務次官依命通達）に規定する改良普及員及び専門技術員の専任規制は緩和することとし、普及活動の効率的な推進に支障を来さない範囲で他の業務を行うことができることとし、以下の通達改正を行った。</p> <p>協同農業普及事業基本要綱の一部改正について（平成10年4月1日付け10農産第1628号農林水産事務次官依命通達）、基本要綱の運用についての一部改正について（平成10年4月1日付け10農産第1629号農林水産省農産園芸局長通知）、専門技術員資格試験等に関する省令の一部を改正する省令（平成10年3月9日農令第8号）、農業改良助長法の一部を改正する法律等の施行についての一部改正について（平成10年4月1日付け10農産第1626号農林水産事務次官依命通達）、協同農業普及事業実施要領の一部改正について（平成10年4月1日付け10農産第1630号農林水産事務次官依命通達）</p> <p>協同農業普及事業の運営指針における「専門技術員及び改良普及員の配置に関する基本的事項」中の複数配置などの基準は廃止し、必要最小限の大綱的な内容にとどめることとし、協同農業普及事業の運営指針を改正（平成10年4月1日付け10農産第1715号農林水産大臣通知）した。</p>
必置	地域農業改良普及センター	<p>地域農業改良普及センターについては、農業改良普及サービスを行う施設・拠点としての機能を維持しつつ、地方公共団体における他の名称の使用や複合化した組織の設置形態が可能である趣旨を明確にする観点から、協同農業普及事業基本要綱（以下「基本要綱」という。）における「普及センターの名称中に『地域農業改良普及センター』という文字を用いることを基本とする」旨の規定は廃止することとし、基本要綱を改正（平成10年4月1日付け10農産第1628号農林水産事務次官依命通達）し、併せて「基本要綱の運用について」を改正（平成10年4月1日付け10農産第1629号農林水産省農産園芸局長通達）した。</p> <p>基本要綱における「おおむね6か町村をあわせた区域を標準とする」旨の配置基準は、廃止することとし、基本要綱を改正（平成10年4月1日付け10農産第1628号農林水産事務次官依命通達）した。</p>
必置	損害評価会	
必置	都道府県農業共済保険審査会	
できる	地方種畜検査員	

区分	行政機関、職員等の名称	地方分権推進計画に基づく措置状況
できる	都道府県甘味資源作物 生産振興審議会	
できる	漁港管理会	第3種漁港に係る漁港管理会の必置規制は、廃止し、地域住民、漁業関係者等の意見の反映の手法については、漁港の管理者である地方公共団体の自主的判断に委ねることとした。(平成11年法律第87号、平成12年4月1日施行)
できる	魚類防疫員	
できる	魚類防疫協力員	
できる	水産資源保護指導吏員	
できる	審議会	

必置・・・地方公共団体の行政機関等の必置規制に係るもの

できる・・・地方公共団体の行政機関等について「～できる」等と規定されているもの